



熊本県公報

第 1 1 9 0 3 号
平成 22 年 4 月 30 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日
を定める規則…………… (都市計画課) 2
- 管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の
指定…………… (薬務衛生課) 2
- 熊本都市計画下水道事業熊本公共下水道の事業変更…………… (下水環境課) 2
- 指定介護療養型医療施設の指定辞退…………… (高齢者支援課) 3
- 指定介護療養型医療施設の指定辞退…………… (") 3
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (") 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (") 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 3
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更…………… (障害者支援総室) 3
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 4
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 7
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 8
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 8
- 平成22年度家畜人工授精(牛)に関する講習会の開催並びに
同修業試験の実施…………… (畜産課) 8
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 10
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定…………… (交通・くらし安全課) 10
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 10
- 熊本県医療事業実施要項の改正…………… (水俣病保健課) 10

公 告

- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不
明者に係る当該通知の掲示…………… (森林保全課) 23
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不
明者に係る当該通知の掲示…………… (") 23
- 肥料登録…………… (農業技術課) 23
- 県有財産の売却…………… (管財課) 24
- 土地改良区役員の退任及び就任の公告(美里町土地改良区)
…………… (農村計画・技術管理課) 24
- 土地改良区役員の退任及び就任の公告(大菊土地改良区)
…………… (") 25
- 土地改良区役員の退任及び就任の公告(矢部用パ地区土地改
良区)…………… (") 26
- 土地改良区役員の退任及び就任の公告(氷川土地改良区)
…………… (") 27
- 県営土地改良事業の工事完了公告…………… (") 27
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 27
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (") 27
- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 28

登 載 依 頼

- 熊本県警察統合OAシステム用パソコン及び関連機器の借入
に係る一般競争入札参加資格等…………… (警察本部情報管理課) 28
- 熊本県警察統合OAシステム用パソコン及び関連機器の借入
に係る一般競争入札の実施…………… (") 29
- 政見放送を行うことができる一般放送事業者及び政見放送の
回数…………… (選挙管理委員会) 32
- 熊本県個人情報保護制度審議会の開催…………… (熊本県個人情報保護制度審議会) 32
- 熊本県有明海区におけるアサリの採捕制限
…………… (熊本県有明海区漁業調整委員会) 33
- 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管
理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 33

規 則

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成22年4月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第42号

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
熊本県都市公園条例の一部を改正する条例（平成22年熊本県条例第17号）附則第1項第3号に掲げる規定の施行期日は、平成22年5月1日とする。

告 示

熊本県告示第499号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定による管理理容師資格認定講習会及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定による管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定したので告示する。

平成22年4月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 講習会の主催者の名称及び所在地
 - (1) 名称 財団法人理容師美容師試験研修センター
 - (2) 所在地 東京都江東区有明三丁目7番地26号
- 2 講習会の日程等
 - (1) 日程
平成22年9月13日（月）、同月27日（月）及び10月25日（月）
 - (2) 講習科目
 - ア 管理理容師資格認定講習会
 - (ア) 公衆衛生
 - (イ) 理容所の衛生管理
 - イ 管理美容師資格認定講習会
 - (ア) 公衆衛生
 - (イ) 美容所の衛生管理
 - (3) 講習会の会場
熊本県立劇場（熊本市大江二丁目7-1）
 - (4) 受講料
18,000円
- 3 問い合わせ先
財団法人理容師美容師試験研修センター南九州ブロック事務所（鹿児島市加治屋町1番2号鶴丸技芸ビル2階 電話099-222-4570）

熊本県告示第500号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年4月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
熊本都市計画下水道事業 熊本公共下水道
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
昭和59年3月1日熊本県告示第177号（昭和58年3月8日熊本県告示第233号）、昭和63年3月1日熊本県告示第184号（昭和61年8月26日熊本県告示第643号）、平成2年12月19日熊本県告示第864号（平成3年1月18日熊本県告示第38号）、平成5年5月21日熊本県告示第424号、平成6年12月28日熊本県告示第1044号、平成10年9月21日熊本県告示第601号、平成13年1月26日熊本県告示第70号、平成15年12月3日熊本県告示第1139号及び平成19年10月12日熊本県告示第869号の事業地に、熊本県熊本市改寄町字灰塚原、字飼根、字内村屋敷、字立野、字鳥追、字前田及び字西久保、同市小糸山町字向原、字相の追、字浦田及び字西原、同市明德町字向強戸、字寄鶴、字割頭及び字宮の前並びに同市四方寄町字城ヶ辻及び字名越を加える。

- 4 事業施行期間
昭和58年3月8日から平成28年3月31日まで

熊本県告示第501号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定により公示する。
平成22年4月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び開設の場所	開設者の名称	指定を辞退する日
福本医院 天草市楠浦町259番地	医療法人社団 福寿会	平成22年3月31日

熊本県告示第502号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定により公示する。
平成22年4月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び開設の場所	開設者の名称	指定を辞退する日
笹原外科胃腸科医院 上益城郡御船町御船948	医療法人 笹原会	平成22年4月30日

熊本県告示第503号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。
平成22年4月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ケアサポートメロン 熊本市日吉二丁目3番84号	株式会社シンパクト	平成22年5月1日

熊本県告示第504号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成22年4月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
天草市社協ヘルパーセンター五和 天草市五和町御領2943番地	社会福祉法人天草市社会 福祉協議会	平成22年5月1日

熊本県告示第505号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成22年4月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
天草市社協ヘルパーセンター五和 天草市五和町御領2943番地	社会福祉法人天草市社会 福祉協議会	平成22年5月1日

熊本県告示第506号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。
平成22年4月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
社会福祉法人 山鹿市社会福祉協議会 山鹿ヘルパーステーション 居宅介護、重度訪問介護	事業所の所在地	山鹿市中 5 7 8 番地	山鹿市宗方通 1 0 5 番地	平成 2 2 年 4 月 1 日

熊本県告示第 5 0 7 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 2 年 4 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 湯前町

- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
馬場（5 0 6 - 1 - 0 0 1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
湯前町馬場
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
馬返 2（5 0 6 - 2 - 0 0 1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
湯前町浜川
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
馬返 1（5 0 6 - 2 - 0 0 2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
湯前町浜川
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
ユルメギー 1（5 0 6 - 2 - 0 0 3 - 1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
湯前町古城
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
ユルメギー 2 (506-2-003-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
湯前町古城
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
牧良 (506-2-004)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
湯前町浅ヶ野
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
上猪 (506-2-005)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
湯前町中猪
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
折戸 (506-2-006)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
湯前町上猪
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
折戸 2 (506-2-007)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
湯前町上猪
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

2 相良村

(1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

椎葉谷川 (5 1 0 - 1 - A 4 3)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

相良村四浦西

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

山口谷川 (5 1 0 - 1 - A 4 4)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

相良村四浦西

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

田代川 (5 1 0 - 1 - A 4 7)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

相良村四浦東

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

田代川 (5 1 0 - 1 - A 4 8)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

相良村四浦東

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

晴山谷川 (5 1 0 - 1 - A 5 3)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

相良村四浦東

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
椎葉谷川 (5 1 0 - 2 - B 3 4)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
相良村四浦西
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
椎葉谷川 (5 1 0 - 2 - B 3 5)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
相良村四浦西
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
椎葉谷川 (5 1 0 - 2 - B 3 6)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
相良村四浦西
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
四浦西 - 1 (5 1 0 - 3 - J 0 3)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
相良村四浦西
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 5 0 8 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 2 年 4 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ケアステーションゆう 阿蘇市内牧 1 2 1 4 番地 3 2	合同会社ゆう	平成 2 2 年 5 月 1 日

熊本県告示第509号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成22年4月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ケアステーションゆう 阿蘇市内牧1214番地32	合同会社ゆう	平成22年5月1日

熊本県告示第510号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成22年4月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町大見口字原山972番4、字鬼ヶ城991番4
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第511号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会及びその修業試験を次のとおり実施する。
平成22年4月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 講習会の目的
家畜の改良増殖を促進し、畜産振興を図るため、家畜人工授精に関する知識及び技術を有する技術者を養成する。
- 2 講習会の対象家畜
牛
- 3 講習会の内容
家畜人工授精
- 4 講習会の対象者
熊本県立農業大学の生徒及び家畜人工授精業務に従事しようとする者
- 5 講習会の対象人数
30人程度
- 6 講習内容
 - (1) 学科

	科 目	時 間
一般科目	畜産概論	4
	家畜の栄養	3
	家畜の飼養管理	3
	家畜の育種	7
	関係法規	3
専門科目	生殖器解剖	5
	繁殖生理	13
	精子生理	7
	種付け理論	4
	人工授精	17
計		66

(2) 実習

科 目	時 間
家畜の飼養管理	4
家畜の審査	7
生殖器解剖	4
発情鑑定	6
精液精子検査法	8
人工授精	4 5
計	7 4

7 講習会の開催期間及び場所

(1) 期間

平成 22 年 7 月 26 日 (月) から同年 8 月 24 日 (火) まで

(平成 22 年 8 月 13 日及び同月 16 日並びに毎週土曜日及び日曜日を除く 20 日間)

(2) 場所

熊本県立農業大学校 合志市栄 3805

8 受講申込方法

受講希望者は、受講申込書(別記様式)に履歴書及び業務計画書を添え平成 22 年 6 月 11 日(金)までに住所地を所管する地域振興局長又は熊本農政事務所長を経由して知事に提出する。

ただし、熊本県立農業大学校の生徒にあつては同校長を経由して知事に提出する。

8 受講手数料

手数料の額は、1 人につき 32,000 円とし、受講を決定した後に徴収する。

9 修業試験

平成 22 年 8 月 3 日(火)及び同月 24 日(火)

10 その他

(1) 受講申込者には別途受講の可否等について通知する。

(2) 講習会テキストは、「家畜人工授精講習会テキスト」(社団法人日本家畜人工授精師協会発行)を使用する。

(3) 家畜改良増殖法施行規則(昭和 25 年農林省令第 96 号)第 24 条の 2 の規定により受講科目の免除を受けようとするものは、当該免除を受けようとする科目を修めたことを証明する書面(単位履修証明書等)を講習会の開始予定日までに提出すること。

別記様式

受 講 申 込 書

平成 年 月 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫 様

住 所

氏 名

印

熊本県主催による家畜人工授精に関する講習会において講習を受けたいので、履歴書を添えて申し込みます。

熊本県告示第512号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成22年4月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡津奈木町大字岩城字竹中538番2
 - 2 指定の目的 落石の危険の防止
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県芦北地域振興局並びに津奈木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第513号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成22年4月22日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成22年4月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	犬小屋の妻 発情しました（新日本） いとこ白書 うずく淫乱熱（オーピー） 失禁・秘所彫り（新東宝） ざんげ 懺悔M（新東宝） 不倫ファミリー 昼から生飲み（オーピー） AV秘話 生肌狩り（新東宝） 折檻調教 おもちゃな私（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第514号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年4月30日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年4月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	熊本高森線	上益城郡益城町大字福富字打出宅地 740番30地先から 同所 740番3地先まで	30.2	地基創 交安 (改築 に伴う 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成22年4月30日

熊本県告示第515号

熊本県医療事業実施要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成22年4月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県医療事業実施要項の一部を改正する要項
熊本県医療事業実施要項（平成17年熊本県告示第1202号の2）の一部を次のよう

に改正する。「はり・きゅう施術・温泉療養費等を」の次に「支給し、並びに過去に通常起
こり得る程度を超える者及び全身性の感覚障害を有する者その他の四肢末梢優位の感覚障
害を有する者に準ずる者である者」とし、療養費、はり・きゅう施術・温泉
療養費及び療養手当を」を加える。

第2条第1項第1号中「別表」を「別表第1」に、「対象地域」を「対象地域第1」に
改める。

第19条を第23条とし、第18条を第22条とする。
第17条第1項及び第2項中「対象地域」を「対象地域第1又は対象地域第2」に改め、
同条第21条とし、第16条を第20条とし、第15条の次に次の4条を加える。

(救済措置への申請手続)
第16条 救済措置の対象は、次の要件のいずれかに該当することにより、過去に通常起
こり得る程度を超える者及び全身性の感覚障害を有する者その他の四肢末梢優位の感
覚障害を有する者に準ずる者（以下「救済措置対象者」という。）であると認められる
者とす。

(1) 別表第2に定める地域（以下「対象地域第2」という。）に昭和43年12月3
1日以前に相当期間居住しており、かつ、水俣湾又はその周辺の水域の魚介類を多食
したと認められる者

(2) 昭和43年12月31日以前に水俣湾又はその周辺の水域の魚介類を多食したと
認められる者であって知事が適当と認める者

2 第2条第2項の規定は、救済措置対象者について準用する。この場合において、同条
中「医療手帳交付」とあるのは、「救済措置」と読み替えるものとする。なお、現に医
療手帳を所持している者についても救済措置の対象としない。

3 救済措置の対象となることを求める者（以下「申請者」という。）は、給付申請書（別
記第21号様式）を知事に提出しなければならない。

4 申請者は、救済措置の対象となる症状について、別に定める知事が指定する医療機関
（以下「指定医療機関」という。）の医師による診断の検査所見書（別記第22号様式）
を次により提出しなければならない。ただし、水俣病に係る認定の申請に対する審査に
供された検診資料等その他県が指定した医療機関の医師の診断書があるときは、検診録
使用承諾書（別記第23号様式）を提出し、当該資料により、診断書の提出に代えるこ
とができる。

(1) 診断は、診断申込書（別記第24号様式）により知事に申し込むものとする。

(2) 指定医療機関は、診断終了後、検査所見書を作成し、知事に送付するものとする。
5 第3項の給付申請書には、前項に規定するもののほか、次の書類を添付しなければな
らない。ただし、申請前に保健手帳を交付された者については、第1号及び第2号の書類
を添付することを要しない。また、以前に保健手帳を交付された者で魚介類摂取等申立
書等の使用承諾書（別記第25号様式）を提出した者は、第3号の書類を添付するこ
とを要しない。

(1) 住民票の写し
(2) 戸籍の附票又は消除された戸籍の附票（昭和43年12月31日以前の居住歴が
分かるもの）

(3) 魚介類摂取等申立書（別記第26号様式）
6 第3項の給付申請書には、一定の要件を満たす医師の作成した所定の記載事項を満た
す診断書（以下「提出診断書（別記第27号様式）」という。）を添付することができる。
また、既に提出診断書を提出したことがある者が、提出診断書の使用承諾書（別記
第28号様式）を提出した場合は、提出診断書の提出に代えることができる。ただし、
次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

(1) 提出診断書を提出しない旨を申し出た者
(2) 提出診断書を提出しない旨の申出をせず、給付申請書の提出後3か月以内に提出
診断書を提出しなかつた者

7 第4項及び前項に定める医師は、次の要件を満たす医師とする。

(1) 現在、神経内科、神経科又は精神科のある医療機関に在籍していること。
(2) 一定の施設基準を満たす医療機関に3年以上在籍した経験を有し、かつ、1年以
上の臨床神経学的診療経験を有すること。

8 知事は、第3項の規定による申請を受理したときは、審査を行い、第1項各号の要件
に該当すると認めた場合は、救済措置対象者として決定し、水俣病被害者手帳を交付す
る。

(救済措置対象者に対する支給)
第17条 第7条の規定は、救済措置対象者に準用する。この場合において、同条中「医
療手帳交付者」とあるのは「救済措置対象者」と、「特定症候」とあるのは「救済措置
の対象となる症状」と読み替えるものとする。

2 第9条の規定は、救済措置対象者に準用する。この場合において、同条中「医療手帳
交付者」とあるのは「救済措置対象者」と読み替えるものとする。

3 第10条の規定は、救済措置対象者に準用する。この場合において、同条中「医療手
帳交付者」とあるのは「救済措置対象者」と、「23,500円」とあるのは「17,
700円」と、「21,200円」とあるのは「15,900円」と、「17,200

円」とあるのは「12,900円」と読み替えるものとする。

(療養費のみを求める者の手続)

第 1 8 条 現に保健手帳を所持している者であつて、第 1 6 条第 3 項の規定による申請を行わず療養費の支給のみを求める者は、水俣病被害者手帳切替申請書(別記第 2 9 号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請を受理し、これを認めたときは、療養費対象者として決定し、水俣病被害者手帳を交付する。

(療養費対象者に対する支給)

第 1 9 条 第 7 条の規定は、療養費対象者に準用する。この場合において、同条中「医療手帳交付者」とあるのは「療養費対象者」と、「特定症候」とあるのは「指定症状」と読み替えるものとする。

2 第 9 条の規定は、療養費対象者に準用する。この場合において、同条中「医療手帳交付者」とあるのは「療養費対象者」と読み替えるものとする。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2

- | | |
|---|--|
| 1 | 水俣市のうち大字大川、久木野、越小場、古里、石坂川、葛渡及び湯出を除いた区域 |
| 2 | 芦北町のうち大字鶴木山、計石、道川内、乙千屋、女島、白岩、佐敷、芦北、花岡、湯浦、宮崎、豊岡、大川内、田浦、田浦町、小田浦、海浦、波多島及び井牟田の区域 |
| 3 | 津奈木町全町 |
| 4 | 天草市のうち御所浦町の区域 |
| 5 | 八代市のうち二見洲口町の区域 |
| 6 | 上天草市のうち龍ヶ岳町の区域 |

別記第 2 0 号様式の次に次の 9 様式を加える。

水俣病総合対策医療事業(水俣病被害者手帳) 別記第 2 1 号様式(第 1 6 条関係)

給 付 申 請 書

私は、救済措置の方針(平成 22 年 4 月 16 日閣議決定)に基づく一時金、療養費(医療費の自己負担分)、療養手当の給付を申請します。なお、提出診断書の取扱いについては、次のとおりです。

- | |
|---|
| <p>■ 該当する番号に必ず○をつけてください。</p> <p>1 提出診断書を新たに提出する</p> <p>2 過去に提出している提出診断書を使用する</p> <p>3 提出診断書を提出しない</p> |
|---|

平成 年 月 日

申請者

住 所	〒
-----	---

(フリガナ)		(フリガナ)	
氏 名	印	旧 姓	
生年月日	明・大・昭 年 月 日	性 別	男・女
連絡先	自宅 () ー	緊急 () ー	

(代理で記入された場合のみ記載してください)

住 所

氏 名 印

本人との関係

熊本県知事 様

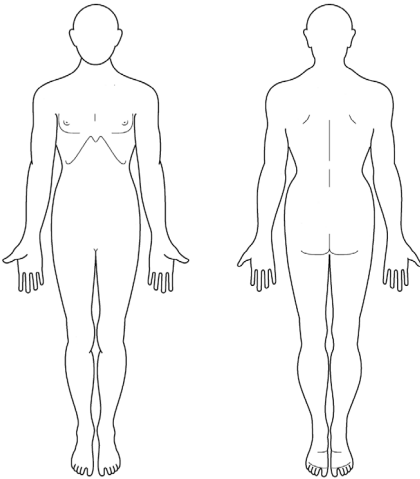
水俣病総合対策医療事業（水俣病被害者手帳）
別記第 2 2 号様式（第 1 6 条関係）

個人データ

氏名		性別	男・女	職業	1. 漁業関係 2. その他 ()
現住所	(過去の住所地)				
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 (歳)				
参考となる資料の有無	<input type="checkbox"/> 認定申請時の資料があるかもしれない。 <input type="checkbox"/> 保健手帳の申請時の資料があるかもしれない。 <input type="checkbox"/> 裁判に提出した資料があるかもしれない。				
水俣病の家族歴	<input type="checkbox"/> 水俣病認定者 () <input type="checkbox"/> 医療手帳保持者 ()				
提出診断書結果	<input type="checkbox"/> 四肢末梢優位の感覚障害あり <input type="checkbox"/> 全身性の感覚障害あり <input type="checkbox"/> 口の周囲の触覚又は痛覚の障害あり <input type="checkbox"/> 舌の二点識別覚の障害あり <input type="checkbox"/> 求心性視野狭窄あり				

検査所見書

現病歴		既往歴	
家族歴			

診 察 所 見		<p>※感覚検査（触覚・痛覚についての検査）</p> <p>・触覚 / / / / /</p> <p>・痛覚 \ \ \ \ \</p> <p>※口の周囲の感覚障害（触覚、痛覚）についても確認して下さい。</p> <p>※背面（足の裏を含む。）については、特記すべき事項があれば記入して下さい。</p>
------------------	---	---

<p>その他の神経症状</p> <p>該当する所見について、□にチェック。</p> <p>さらに、必要であれば、()内に具体的な内容・症状を記入。</p>	<p><input type="checkbox"/>しびれ ()</p> <p><input type="checkbox"/>ふるえ ()</p> <p><input type="checkbox"/>カラス曲がり（こむら返り・痙攣・足がつる） ()</p> <p><input type="checkbox"/>見える範囲が狭い・はっきり見えない ()</p> <p><input type="checkbox"/>耳が遠い・耳鳴り ()</p> <p><input type="checkbox"/>味覚・嗅覚 ()</p> <p><input type="checkbox"/>言葉を正確に発せない ()</p> <p><input type="checkbox"/>めまい・立ち眩み ()</p> <p><input type="checkbox"/>つまずきやすい・ふらつく ()</p> <p><input type="checkbox"/>物を落としやすい・手足の脱力感 ()</p>
--	---

上記のとおり証明します 検査年月日 平成 年 月 日

(医療機関の名称) (住所)

(検診を行った医師の氏名) ⑩

備 考	(コメント欄)
-----	---------

<参考> 検診を行う医師の要件

次の要件のいずれをも満たす医師。

- 1 現在、神経内科、神経科又は精神科のある医療機関に在籍していること。
- 2 一定の施設基準を満たす医療機関に3年以上在籍した経験を有し、かつ、1年以上の臨床神経学的診療経験を有する医師。

原則として、1年間の神経疾患の入院患者が100人以上の施設とし、病院に臨床神経学的検査設備（脳波、筋電図、神経放射線学的検査など）を有し、定期的に神経カンファランス（臨床または C.P.C）を行い、神経疾患の剖検を行っているところとする。

<記入上の注意>

1. 診察所見の欄
 - 表記の人形図に以下の内容に従って記入して下さい。
 - (1) 感覚障害（表在感覚）の検査方法について

① 触覚
綿棒を用いて、身体各所の皮膚表面を軽く触り調べる。

② 痛覚
爪楊枝を用いて、身体各所の皮膚表面を刺激して調べる。

(2) 感覚障害の記載方法について

① // // // 触覚鈍麻のある部位を示す
\\ \\ \\ 痛覚鈍麻のある部位を示す

② およその鈍麻の程度を示す
(例) 5 / 10 正常を 10 / 10 とする。

(3) 口周囲の感覚障害 (触覚、痛覚) についても確認して下さい。

2. その他の神経症状の欄
被検者の応答をそのまま記載して下さい。

3. 備考 (コメント欄)
上記とは別に、お気づきの点等ございましたら記載して下さい。(自由記載)

水俣病総合対策医療事業 (水俣病被害者手帳)
別記第 2 3 号様式 (第 1 6 条関係)

検 診 録 使 用 承 諾 書

私は、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき認定申請の手続を行った際、または、平成 7 年の政治解決の際に、神経内科等の診断を受けています。

したがって、今回の給付の申請資料として、県で保存されている過去の神経内科等の検診録を使用することについて承諾します。

平成 年 月 日

申請者

住 所

氏 名

印

電話[()]

(代理で記入された場合のみ記載してください)

住 所

氏 名 印

本人との関係

熊本県知事 様

※検診録の使用をご承諾いただいた方については、県が指定する医療機関の医師による診断は行いません。

※既存の検診録を使用せず、改めて県が指定する医療機関の医師による診断を希望される場合は、「診断申込書」を提出してください。

水俣病総合対策医療事業（水俣病被害者手帳）
別記第 2 4 号様式（第 1 6 条関係）

診 断 申 込 書

県の案内があれば、県が指定する医療機関の医師による診断を受けます。
(※診断費用として 2, 7 0 0 円をご負担いただきます。)

(※なお、ご参考までに、診断を行う場所としてご都合のよい地域を以下より 1 つ
選び、その番号に○を付けてください。)

熊本県内

- 1 熊本市及びその周辺 2 八代市 3 水俣市 4 上天草市

鹿児島県内

- 1 出水市 2 鹿児島市

熊本県、鹿児島県以外

- 1 北海道地区 2 東北地区 3 関東地区 4 北陸地区
5 中部地区 6 関西地区 7 中国地区
8 四国地区 9 九州・沖縄地区（熊本県、鹿児島県以外）

平成 年 月 日

申請者

現住所 _____

氏 名

Tel (ご自宅) () —

(携帯電話) () —

(代理で記入された場合のみ記載してください)

住 所

氏 名

印

本人との関係

水俣病総合対策医療事業（水俣病被害者手帳）
別記第 2 5 号様式（第 1 6 条関係）

魚介類摂取等申立書等の使用承諾書

私は、水俣病総合対策医療事業に基づき保健手帳交付申請の手続を行った際に、魚介類摂取等申立書を提出しています。

したがって、今回の給付の申請資料として、過去の魚介類摂取等申立書を使用することについて承諾します。また、必要に応じ、住民票の写し、戸籍の附票等を使用することについても承諾します。

平成 年 月 日

申請者

住 所

氏 名

印

電話[()]

(代理で記入された場合のみ記載してください)

住 所

氏 名

印

本人との関係

熊本県知事 様

水俣病総合対策医療事業(水俣病被害者手帳)
別記第26号様式(第16条関係)

魚 介 類 摂 取 等 申 立 書

1 昭和43年12月31日以前の居住状況(住民票上の住所をご記入ください)

Table with 3 columns: 居 住 時 期, 住 所, 職 業. Rows include birth date and subsequent periods from 昭和 to 昭和.

※対象地域に居住歴のない方であって、対象地域との関わりがあった方は、以下に記入してください。

- (1) 該当する対象地域 (市・町) ※可能であれば字名までご記入ください。
(2) 内容 ア:仕事に行った イ:学校に行った ウ:知人・親戚の所に行った
エ:買い物に行った オ:その他()
(3) 回数 1年に()か月程度、又は1月に()日程度行った。

(注)対象地域:(1)水俣市のうち大字大川、久木野、越小場、古里、石坂川、葛渡及び湯出を除いた区域
(2)芦北町のうち大字鶴木山、計石、道川内、乙千屋、女島、白岩、佐敷、芦北、花岡、湯浦、宮崎、豊岡、
大川内、田浦、田浦町、小田浦、海浦、波多島及び井牟田の区域 (3)津奈木町全町
(4)天草市のうち御所浦町の区域 (5)八代市のうち二見洲口町の区域 (6)上天草市のうち龍ヶ岳町の区域

2 昭和43年12月31日以前の魚介類摂取状況

Table with 2 columns: 質問項目, 回答欄. Rows include: 1 主な入手方法, 2 魚介類の食事の状況, 3 本人、家族等の漁業協同組合加入の有無, 4 家族等の水俣病認定、医療手帳・保健手帳所持状況.

※1～4については、該当するかこの番号に○をつけて下さい。

居住状況及び魚介類の摂取状況について、上記のとおり相違ないことを申し立てます。

平成 年 月 日

申立者 [住 所
氏 名] 印

代理人 [住 所
氏 名] (本人との関係) 印

連絡先 [()]

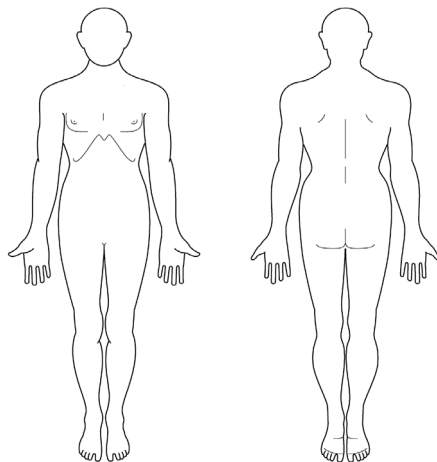
※代理者が記入する際は、ご本人から聞き取った内容をご記載ください。

熊本県知事様

水俣病総合対策医療事業（水俣病被害者手帳）
別記第 2 7 号様式（第 1 6 条関係）

提出診断書

（注）新たに提出診断書を提出する場合は、原則、以下の様式といたしますが、人形図も含め以下の項目が全て掲載されているのであれば、この様式に従っていただく必要はございません。

氏名		性別	男・女	職業	1. 漁業関係 2. その他 ()
現住所	(過去の住所地)				
生年月日	明治・大正・昭和	年	月	日	(歳)
現病歴			既往歴		
家族歴					
診察所見			<p>※ 感覚検査（触覚・痛覚についての検査）</p> <p>・ 触覚 / / / / /</p> <p>・ 痛覚 \ \ \ \ \</p> <p>※ 口の周囲の感覚障害（触覚、痛覚）についても確認して下さい。</p> <p>※ 背面（足の裏を含む。）については、特記すべき事項があれば記入して下さい。</p>		

その他の 神経症状 該当する所見につ いて、□にチェック。 さらに、必要であれば、 ()内に具体的な内 容・症状を記入。	<input type="checkbox"/> しびれ () <input type="checkbox"/> ふるえ () <input type="checkbox"/> カラス曲がり(こむら返り・痙攣・足がつる) () <input type="checkbox"/> 見える範囲が狭い・はっきり見えない () <input type="checkbox"/> 耳が遠い・耳鳴り () <input type="checkbox"/> 味覚・嗅覚 () <input type="checkbox"/> 言葉を正確に発せない () <input type="checkbox"/> めまい・立ち眩み () <input type="checkbox"/> つまずきやすい・ふらつく () <input type="checkbox"/> 物を落としやすい・手足の脱力感 ()
---	--

上記のとおり証明します 検査年月日 平成 年 月 日
 (医療機関の名称) (住所)
 (検診を行った医師の氏名) ㊦

備 考
(コメント欄)

※舌の二点識別覚の障害、求心性視野狭窄の所見が認められる場合には備考にご記入下さい。

<参考> 検診を行う医師の要件

次の要件のいずれをも満たす医師。

- 1 現在、神経内科、神経科又は精神科のある医療機関に在籍していること。
- 2 一定の施設基準を満たす医療機関に3年以上在籍した経験を有し、かつ、1年以上の臨床神経学的診療経験を有する医師。

原則として、1年間の神経疾患の入院患者が100人以上の施設とし、病院に臨床神経学的検査設備(脳波、筋電図、神経放射線学的検査など)を有し、定期的に神経カンファランス(臨床または C.P.C)を行い、神経疾患の剖検を行っているところとする。

<記入上の注意>

1. 診察所見の欄

表記の人形図に以下の内容に従って記入して下さい。

(1) 感覚障害(表在感覚)の検査方法について

- ① 触覚
綿棒を用いて、身体各所の皮膚表面を軽く触り調べる。
- ② 痛覚
爪楊枝を用いて、身体各所の皮膚表面を刺激して調べる。

(2) 感覚障害の記載方法について

- ① / / / / 触覚鈍麻のある部位を示す
 \ \ \ \ 痛覚鈍麻のある部位を示す

② およその鈍麻の程度を示す
（例）5 / 10 正常を 10 / 10 とする。
（3）口周囲の感覚障害（触覚、痛覚）についても確認して下さい。

2. その他の神経症状の欄
被検者の応答をそのまま記載して下さい。

3. 備考（コメント欄）
上記とは別に、お気付きの点等ございましたら記載して下さい。（自由記載）

水俣病総合対策医療事業（水俣病被害者手帳）
別記第 2 8 号様式（第 1 6 条関係）

提出診断書の使用承諾書

私は、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき水俣病の認定申請の手続を行った際、水俣病総合対策医療事業に基づき保健手帳申請の手続を行った際、又は平成 7 年の政治解決の際に、医師の診断書を提出しています。

したがって、今回の給付の申請資料として、過去の提出診断書を使用することについて承諾します。

平成 年 月 日

申請者

住 所

氏 名

印

電話[()]

(代理で記入された場合のみ記載してください)

住 所

氏 名 印

本人との関係

熊本県知事 様

水俣病総合対策医療事業（水俣病被害者手帳） 別記第 2 9 号様式（第 1 8 条関係）

水俣病被害者手帳（療養費のみ）切替申請書

これまでどおり今後も療養費のみの給付を希望しますので、保健手帳を水俣病被害者手帳に切り替えていただくよう、申請します。

平成 年 月 日

保健手帳 受給者番									
--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

住 所	〒	
(フリガナ)		
氏 名	印	
生年月日	明・大・昭 年 月 日	
連絡先	自宅 () ー	緊急 () ー

(代理で記入された場合のみ記載してください)

住 所

氏 名

印

本人との関係

熊本県知事 様

附 則
この要項は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

公 告

熊本県公告第 235 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第 189 条の規定により、当該通知の内容を多良木町役場に掲示する。

平成 22 年 4 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不明な者の氏名
落合 九州男、又江原 宗明、合志 洋一、又江原 俊之、山下 尚之、又江原 梨佳
- 2 通知の趣旨
 - (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
 - (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成 22 年 4 月 2 日付け熊本県告示第 373 号による。

熊本県公告第 236 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第 189 条の規定により、当該通知の内容を多良木町役場に掲示する。

平成 22 年 4 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不明な者の氏名
黒木 ユリ子、落合 九州男、上米良 憲治、末羽 淳二、黒木 富美子、吉川 泰久、尾方 傳治、永田 ミヨ、永田 庫平、黒木 洋隆、置 カツエ、置 貞就、黒木 十藏、井上 定見、那須 惣市、槻木 長良、宮原 袈藏、宮原 貢、宮原 兵三、齊藤 鉄弥、上米良 辰夫、宮原 正、柳瀬 益次、柳瀬 強司、佐波 愛、佐波 龍彦、岩野 秀子、黒木 峯男、長井 五郎、長井 士郎、宮美善右衛門、西沢 忠清、大石 琢磨、中村 運平、長瀬 辰喜
- 2 通知の趣旨
 - (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
 - (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成 22 年 4 月 2 日付け熊本県告示第 374 号による。

熊本県公告第 237 号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 7 条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき公告する。

平成 22 年 4 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録した年月日
熊本県肥第1431号	混合有機質肥料	松次郎(しょうじろう)	窒素全量：6.0 りん酸全量：2.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	合名会社松川商会 熊本県玉名郡長洲町梅田703番地の1	平成22年4月19日

熊本県公告第238号

県有財産を次のとおり売却する。
平成22年4月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示
所在 宇城市三角町波多字五反田平640番1
地目 学校用地
地積 2,126.60平方メートル(実測)
最低売却価格 10,200,000円
- 2 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ない者
(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 3 入札参加要領・契約条項を示す場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課 096-333-2122
- 4 入札期日及び場所
平成22年6月22日(火) 午前11時
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁本館801会議室
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 入札参加申込書
この入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書等を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による。
提出期限 平成22年6月15日(火) 午後5時
(郵送の場合は提出期限までに必着のこと)
提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 7 入札保証金
この入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 8 契約締結期限
平成22年7月6日(火) 午後5時
- 9 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 10 その他
(1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内
(2) 契約締結場所 別途指定する。
(3) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
(4) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課(電話096-333-2122)

熊本県公告第239号

下益城郡美里町に事務所を置く美里町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規

定により公告する。
平成 2 2 年 4 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	長嶺 興也	下益城郡美里町堅志田 7 4 番地
理事	吉田 美好	下益城郡美里町大井早 4 1 3 8 番地
理事	工藤 英治	下益城郡美里町清水 1 1 1 7 番地
理事	木村 榮一	下益城郡美里町畝野 4 8 7 番地
理事	島田 良祐	下益城郡美里町畝野 1 7 8 0 番地
理事	大本 龍一郎	下益城郡美里町大井早 3 3 1 0 番地
理事	元田 則雄	下益城郡美里町三加 1 4 2 2 番地
理事	五瀬 安廣	下益城郡美里町永富 2 4 0 4 番地
理事	植木 栄一	下益城郡美里町豊富 2 5 5 1 番地
理事	木下 啓司	下益城郡美里町遠野 1 6 4 6 番地
理事	土田 哲雄	下益城郡美里町柏川 8 8 4 番地
理事	立道 新也	下益城郡美里町涌井 1 7 1 0 番地
理事	松永 光博	下益城郡美里町栗崎 1 2 9 6 番地
監事	岩越 節夫	下益城郡美里町遠野 4 9 6 番地
監事	辻田 義雄	下益城郡美里町川越 1 9 3 9 番地 2
監事	大原 佳明	下益城郡美里町名越谷 3 9 3 8 番地
就任		
理事	長嶺 興也	下益城郡美里町堅志田 7 4 番地
理事	吉田 美好	下益城郡美里町大井早 4 1 3 8 番地
理事	五瀬 安廣	下益城郡美里町永富 2 4 0 4 番地
理事	高田 良一	下益城郡美里町畝野 1 5 7 2 番地 1
理事	本田 賢一	下益城郡美里町遠野 2 3 8 番地
理事	田上 秀明	下益城郡美里町大井早 2 8 3 0 番地
理事	元田 則雄	下益城郡美里町三加 1 4 2 2 番地
理事	土田 哲雄	下益城郡美里町柏川 8 8 4 番地
理事	松本 新一	下益城郡美里町畝野 5 7 8 番地
理事	戸上 岩男	下益城郡美里町遠野 1 9 2 8 番地
理事	松永 光博	下益城郡美里町栗崎 1 2 9 6 番地
理事	篠原 良介	下益城郡美里町涌井 1 7 0 9 番地
理事	塚本 寿一	下益城郡美里町名越谷 2 9 5 8 番地
監事	霍本 正博	下益城郡美里町甲佐平 1 3 5 4 番地
監事	米村 繁男	下益城郡美里町清水 1 4 5 1 番地
監事	本村 保雄	下益城郡美里町遠野 1 5 8 6 番地

熊本県公告第 2 4 0 号

菊池郡大津町に事務所を置く大菊土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 2 年 4 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	岩崎 秀雄	菊池郡大津町大字瀬田 8 番地
理事	國本 稲雄	菊池郡大津町大字森 3 4 7 番地
理事	徳永 敏一	菊池郡大津町大字陣内 1 6 9 0 番地
理事	清水 幸一	菊池郡大津町大字町 3 0 8 番地
理事	坂本 盛幸	菊池郡大津町大字引水 4 9 8 番地
理事	大塚 精雄	菊池郡大津町大字室 5 9 番地
理事	相馬 一孝	菊池郡菊陽町大字原水 3 2 5 9 番地

理事	三島 安正	菊池郡菊陽町大字原水 1 6 4 6 番地 2
理事	那須 彰一	菊池郡菊陽町大字原水 6 0 0 4 番地
理事	上田 俊秋	菊池郡菊陽町大字久保田 2 5 5 番地
理事	阪本 俊浩	菊池郡菊陽町大字久保田 2 5 1 1 番地
理事	手嶋 賢治	菊池郡菊陽町大字津久礼 6 1 0 番地
理事	外村 育男	菊池郡菊陽町大字戸次 2 6 0 番地
理事	矢野 政明	菊池郡菊陽町大字辛川 1 3 3 9 番地 1
理事	村上 武	熊本市弓削町 6 7 0 番地
理事	家入 勲	菊池郡大津町大字大津 8 4 6 番地
理事	後藤 三雄	菊池郡菊陽町大字原水 2 3 2 3 番地 2
監事	緒方 幹男	菊池郡大津町大字大津 6 1 1 番地
監事	眞弓 一保	菊池郡菊陽町大字原水 5 1 3 6 番地 4
監事	森田 俊郎	菊池郡菊陽町大字曲手 2 5 0 番地
就任		
理事	上田 玉男	菊池郡大津町大字大林 4 4 0 番地
理事	吉山 一男	菊池郡大津町大字陣内 1 3 3 3 番地
理事	永田 典治	菊池郡大津町大字陣内 1 4 1 4 番地
理事	坂本 晋一	菊池郡大津町大字下町 1 2 8 番地
理事	源川 貞夫	菊池郡大津町大字引水 1 4 0 番地
理事	矢野 正和	菊池郡大津町大字灰塚 1 5 1 番地
理事	相馬 静典	菊池郡菊陽町大字原水 3 5 6 8 番地
理事	上田 和徳	菊池郡菊陽町大字原水 2 3 0 番地 1
理事	高森 博昭	菊池郡菊陽町大字原水 5 0 7 9 番地
理事	西本 勇一	菊池郡菊陽町大字久保田 2 6 8 番地 1
理事	坂本 伸一	菊池郡菊陽町大字久保田 2 3 1 6 番地
理事	前田 孝一	菊池郡菊陽町大字津久礼 1 9 6 8 番地
理事	森田 俊郎	菊池郡菊陽町大字曲手 2 5 0 番地
理事	眞鍋 高雄	菊池郡菊陽町大字辛川 1 1 4 9 番地 2
理事	菊池 信泰	熊本市平山町 3 2 3 0 番地
理事	家入 勲	菊池郡大津町大字大津 8 4 6 番地
理事	後藤 三雄	菊池郡菊陽町大字原水 2 3 2 3 番地 2
監事	田中 俊之	菊池郡大津町大字町 2 2 7 番地
監事	曾我 永一	菊池郡菊陽町大字原水 4 7 1 番地
監事	吉岡 公男	菊池郡菊陽町大字津久礼 4 4 7 番地

熊本県公告第 2 4 1 号

上益城郡山都町に事務所を置く矢部開パ地区土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 2 年 4 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	藤本 英昭	上益城郡山都町御所 5 1 8 番地
理事	荒木 敏雄	上益城郡山都町鶴ヶ田 6 1 4 番地 1 4
理事	橋本 康修	上益城郡山都町御所 1 2 0 6 番地
理事	八田 和一	上益城郡山都町黒川 6 2 8 番地
理事	下竹 敬	上益城郡山都町下名連石 6 9 番地
理事	平岡 三幸	上益城郡山都町下名連石 4 3 5 0 番地
理事	田上 明	上益城郡山都町城平 1 8 9 3 番地
監事	森崎 晃成	上益城郡山都町御所 3 6 6 1 番地
監事	梶原 光輝	上益城郡山都町鶴ヶ田 4 0 5 番地
就任		

理事	下竹 良一	上益城郡山都町下名連石1653番地
理事	森崎 晃成	上益城郡山都町御所3661番地
理事	渡辺 誠治	上益城郡山都町黒川524番地1
理事	高橋 金道	上益城郡山都町御所1736番地
理事	西岡 守夫	上益城郡山都町下名連石5205番地
理事	高岡 信也	上益城郡山都町入佐740番地
理事	藤川 繁観	上益城郡山都町鶴ヶ田2082番地
監事	西岡 政伸	上益城郡山都町下名連石784番地
監事	堀 幸徳	上益城郡山都町御所468番地1
監事	梶原 康男	上益城郡山都町鶴ヶ田379番地2

熊本県公告第242号

八代郡氷川町に事務所を置く氷川土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成22年4月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	浜田 洋	八代郡氷川町網道1480番地
就任 理事	藤本 一臣	八代郡氷川町高塚935番地

熊本県公告第243号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成22年4月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道路	金峰北部 (玉名市、 玉東町、 熊本市)	平成22年4月20日	平成22年3月31日	熊本県

熊本県公告第244号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成22年4月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町津久礼字玄番道筋4118番5及び同4119番4
1,712.19平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市高平二丁目14番53号
株式会社 川崎ハウジング

熊本県公告第245号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成22年4月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字須屋久保1900番69、同1900番70、同1900番71、同1900番101及び同1900番163
835.85平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
宇土市北段原町96番地1

中野電気工業株式会社

熊本県公告第 2 4 6 号

肥料取締法（昭和 2 5 年法律第 1 2 7 号）第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 1 6 条第 1 項の規定に基づき公告する。
平成 2 2 年 4 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第 1 2 8 1 号	消石灰	苦土消石灰 1 号	アルカリ分：6 0 . 0 可溶性苦土：1 0 . 0	該当なし	安田石灰工業株式会社 熊本県八代市花園町 9 番地の 1 4	平成 2 8 年 4 月 2 4 日

登載依頼

熊本県警察本部告示第 1 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
平成 2 2 年 4 月 2 1 日

熊本県警察本部長 中尾 克彦

- 1 借入物品及び数量
 - (1) 熊本県警察統合 O A システム用パソコン 2 4 1 台
 - (2) 開発用熊本県警察統合 O A システム用パソコン 4 台
 - (3) 熊本県警察統合 O A システム用プリンタ 3 4 台
 - (4) 熊本県警察統合 O A システム用関連機器 一式
- 2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課 管理審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号
電話 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 2 2 年 4 月 3 0 日（金）から平成 2 2 年 5 月 2 1 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 2 4 年 1 月 4 日から平成 2 4 年 1 月 3 1 日まで（閉庁日を除く。）行う。

熊情管公告第407号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年4月21日

熊本県警察本部長 中尾 克彦

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量
熊本県警察統合OAシステム用パソコン及び関連機器 一式
 - (2) 借入物品の規格、品質等
熊本県警察統合OAシステム用パソコン及び関連機器要求仕様書（以下「要求仕様書」という。）による。
 - (3) 借入期間
平成23年1月1日から平成27年12月31日まで
 - (4) 納入期限
平成22年12月28日（火）
 - (5) 借入場所
要求仕様書による。
 - (6) 入札金額
入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60月賃借料率で計算すること。
なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。
 - (7) 最低制限価格の設定
本競争入札には、最低制限価格は設けていない。
 - (8) その他
ア 本競争入札は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による参加もできる。ただし、電子入札システムに利用者登録が完了している者は、電子入札によるものとする。
イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参加資格確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。
- 2 入札参加者の資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目「リース・レンタル（OA機器類）」に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者は、次により入札参加資格審査の申請を行うこと。
 - ア 審査申請の受付期間
公告の日から平成22年5月21日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までに提出すること。
ただし、受付期間の終了後も入札書締切予定日時まで随時受け付けるが、この場合は、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - イ 審査申請書の提出先及び問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課 管理審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - ウ 申請の方法
要綱に定める「競争入札参加資格審査申請書」に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。
なお、申請様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請書様式ダウンロード」のページで確認することができる。
 - エ 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 要求仕様書の内容を満たしていること。
- 3 入札参加のための確認申請

本競争入札に参加を希望する者は、2の(2)～(5)に示す要件を満たしているかの確認を受けるため、次により別紙様式1の「競争入札参加資格確認申請書」及び確認資料(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに確認の結果要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

(1) 提出方法及び提出場所

ア 電子入札システムによる入札参加の場合

申請書等を電子入札システムにより提出すること。

なお、確認資料の容量が1MBを超える場合には、4の(1)に示す場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)することとし、持参又は郵送する書類の目録を電子入札システムで提出すること。

イ 書面による入札(以下「紙入札方式」という。)参加の場合

申請書等を4の(1)に示す場所に持参又は郵送すること。

なお、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。

(2) 提出期間

公告の日から平成22年6月3日(木)午後1時まで(閉庁日を除く。)に提出すること。

(3) 確認結果の通知

確認の結果は、「競争入札参加資格確認結果通知書」により通知する。

4 入札執行の日時、場所等

(1) 契約条項を示す場所

熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム運用第二係

(熊本県警察本部庁舎4階)

郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-381-2048 ファックス番号 096-381-2048

(2) 仕様書等

ア 交付の期間

公告の日から入札日まで(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 交付の場所

4の(1)に記載する場所で交付する。

(3) 入札の日時及び場所

ア 電子入札システムによる入札

3の(3)記載の確認結果の通知を受けた日時から、平成22年6月11日(金)午後1時までに入札すること。

イ 紙入札方式による入札

(ア) 日時 平成22年6月11日(金)午後2時

(イ) 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県警察本部警務部情報管理課OA研修室

(熊本県警察本部庁舎9階)

(4) 開札の日時及び場所

4の(3)のイに同じ。

(5) 再度の入札

開札後、落札者がいない場合は再入札を行う。

再入札を行う場合、電子入札により入札書を提出した者については、再入札の通知を受けた日時から、平成22年6月11日(金)午後4時までに電子入札システムにより入札すること。

5 入札方法等

(1) 入札方法

ア 電子入札システムによる入札の場合

4の(3)のアの締切日時までに電子入札システムにより入札書を提出すること。

ただし、入札参加者側のシステム障害等のやむを得ない事情があり、入札書受付締切予定日時までに「熊本県電子入札システム紙入札移行承認願」を4の(1)に示す場所に提出し、熊本県警察本部(契約担当者)から承認を受けた場合は、イの紙入札方式によるものとする。

イ 紙入札方式により持参する場合

別に定める別紙様式2の「入札書」により作成し、4の(3)のイの日時及び場所に持参し、提出すること。

ただし、代理人をして入札するときは、別に定める別紙様式3の「委任状」を入札書と同時に提出すること。

なお、郵送を認めるが、次の事項に留意の上、必ず平成22年6月10日(木)までに4の(1)に記載する場所に必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。

(ア) 封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」、中封筒に「借入物品の名称」及び「開札日時」を朱書きすること。

(イ) 再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書」、「借入物品の名称」及び「開

- 札日時」を朱書きし、同封すること。
- (2) 開札の方法
開札は、電子入札システムにおいて行う。
ただし、紙入札方式において入札した者がいる場合は、入札に参加した者又はその代理人の立会いのもとに行うものとする。この場合において、入札に参加した者又はその代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせてこれを行う。
- (3) 入札の回数
入札回数は2回までとする。開札後、落札者がいない場合は、再入札を行う。
なお、再入札書の締切日時までに再入札書を提出しなかった者及び紙入札方式により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかった者は再入札を辞退したものとみなす。
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (5) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札
エ 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札
オ 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
カ 紙入札方式による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
キ 紙入札方式による入札において、2以上の意思表示をした入札
ク 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札
ケ 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約権限のない者のICカードを使用して提出された入札
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ 明らかに連合によると認められる入札
シ その他入札に関する条件に違反した入札
- (6) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。
- (7) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (8) その他
要求仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。

6 契約の締結

- (1) 契約書作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入期間月数（60月）を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本一般競争入札公告は、入札説明書を兼ねる。
- (3) 本競争入札は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

9 Summary

- (1) Name and quantity of commodity:
A set of personal computers for Kumamoto Prefectural Police (one set).
- (2) Deadline for supply of items:
December 28th, 2010
- (3) Date and place to submit bidding:
June 11th, 2010, 2:00p. m.
Kumamoto Prefectural Police
9th floor 0A training Room
6-18-1 Suizenji, Kumamoto city, Kumamoto prefecture
862-8610 Japan
- (4) Deadline to submit bidding proposal by mail(Registered only):
June 10th, 2010, 5:00p. m.
- (5) Language and currency to be use for bidding:
Japanese language and currency only
- (6) Name of the department to be contacted with regard to this contract:
Kumamoto Prefectural Police
Police Administration Department
Information Management Division
6-18-1 Suizenji, Kumamoto city, Kumamoto prefecture
862-8610 Japan
Tel. 096-381-2048

熊本県選挙管理委員会告示第19号

当委員会が管理する選挙につき、候補者届出政党又は候補者が、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第150条第1項又は第3項の規定による政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数、次のとおりとする。

平成22年4月30日

熊本県選挙管理委員会

委員長 柴田 憲保

- 1 第22回参議院議員通常選挙において、熊本県選出議員の選挙に関し、候補者が、法第150条第3項の規定による政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数

株式会社熊本放送（テレビジョン放送）	1回
株式会社テレビ熊本	1回
熊本朝日放送株式会社	1回
株式会社熊本放送（ラジオ放送）	1回
- 2 第18回熊本県知事選挙において、候補者が、法第150条第3項の規定による政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数

株式会社熊本放送（テレビジョン放送）	1回
株式会社熊本県民テレビ	1回
熊本朝日放送株式会社	1回
株式会社熊本放送（ラジオ放送）	1回
- 3 第46回衆議院議員総選挙において、熊本県内の小選挙区選出議員の選挙に関し、候補者届出政党が、法第150条第1項の規定による政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数
 - (1) 当該候補者届出政党の熊本県内の小選挙区に係る届出候補者数が2人以下の場合

株式会社テレビ熊本	1回
熊本朝日放送株式会社	1回
 - (2) 当該候補者届出政党の熊本県内の小選挙区に係る届出候補者数が3人以上の場合

株式会社テレビ熊本	1回
株式会社熊本県民テレビ	1回
熊本朝日放送株式会社	1回

熊本県個人情報保護制度審議会公告第1号

熊本県個人情報保護制度審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成22年4月30日

熊本県個人情報保護制度審議会
会長 富永清美

- 1 日時
平成22年5月10日（月）
午前10時～正午
- 2 会場
熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階審議会室
- 3 審議内容
(1) ホームページによる個人情報の提供について（熊本県個人情報保護条例第9条第2項第2号のオンライン結合により個人情報の提供を例外的に行う事項）
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場前において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号
熊本県個人情報保護制度審議会事務局（熊本県総務部県政情報文書課）
（電話096-333-2068）

熊本県有明海区漁業調整委員会指示第30号

アサリ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が試験研究のため採捕する場合、又は本委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

平成22年4月30日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 青山行男

- 1 指示の内容
熊本県有明海区（昭和25年農林省告示第129号に定める海域）において、殻幅12mm未満のアサリを採捕してはならない。
- 2 指示の期間
平成22年4月30日から平成23年4月29日まで

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月30日

熊本県人事委員会委員長 清塘英之

熊本県人事委員会規則第21号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表市町村の表水俣市の項中

「

本庁（会計課を含む。） 福祉事務所 総合医療センター	部長 部次長 総室長 会計管理者 課長 産業廃棄物対策室長 商工観光振興室長 農林水産振興室長 総務課課長補佐 財政課課長補佐 秘書広報係長 職員係長 行政係長 財政係長 所長 院長 副院長 部長 事務部次長 副看護部長 課長 技師長 技士長 療法士長 科長 総務課課長補佐 総務係長
--------------------------------------	--

を

「

本庁（会計課を含む。） 福祉事務所	部長 部次長 会計管理者 課長 総務課課長補佐 財政課課長補佐 秘書係長 職員係長 行政係長 財政係長 所長
--------------------------	---

に改め、

」

同表天草市の項機関名の欄中「病院（診療所を含む。）」を「診療所」に改め、同項職名の欄中「病院局長 院長 診療所長 病院局次長 副院長」を「所長」に、「薬局長 審議員 看護総師長」を「審議員」に改め、同表宇城市の項職名の欄中「部長 課長」を「部長 次長 課長」に改め、同表合志市の項職名の欄中「部長 課長」を「部長 会計管理者 課長」に改め、同表高森町の項職名の欄中「課長」を「課長 審議員」に改め、同表氷川町の項職名の欄中「課長 審議員 総務財政課課長補佐」を「課長 会計管理者 審議員 総務財政課課長補佐」に改める。

別表一部事務組合の表阿蘇広域行政事務組合の項職名の欄中「総務課長補佐 総務課主幹 総務係長」を「総務課の課長補佐及び主幹（総務係、人事係又は財政係の業務を担当する課長補佐及び主幹に限る。）総務係長 人事係長 財政係長」に改め、同表氷川町及び八代市中学校組合の項職名の欄中「課長」を「課長 会計管理者」に改め、同表八代生活環境事務組合の項職名の欄中「次長」を「次長 会計管理者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。